

佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第三号

佐賀県立地域生活リハビリセンター管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県立地域生活リハビリセンター条例（平成二十二年佐賀県条例第三十九号）第四条の規定により、佐賀県立地域生活リハビリセンター（以下「センター」という。）の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(職制)

第二条 センターに所長及び副所長を置く。

2 センターの所長は佐賀県総合福祉センター所長を、副所長は佐賀県総合福祉センターの副所長をもって充てる。ただし、センターの所長又は副所長として別に辞令を發せられた者があるときは、この限りでない。

(職務)

第三条 所長は、知事の命を受けて、センターの業務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 副所長は、所長を補佐し、センターの業務を整理する。

(職務の代行)

第四条 所長不在のときは、副所長がその職務を代行し、所長及び副所長がともに不在のときは、所長があらかじめ指名する職員がその職務を代行する。

2 前項の規定により代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに、所長の後閲を受けなければならない。

(所長の専決事項)

第五条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。

- 一 職員の事務分掌に関すること。
- 二 職員の旅行を命令すること。
- 三 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、生理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、引き続き三日以内の特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）及び引き続き十日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。

四 職員の週休日の振替に関すること。

五 職員の時間外勤務代休時間の指定に関すること。

六 職員の休日の代休日の指定に関すること。

七 職員の扶養手当、住居手当及び通勤手当の認定に関すること。

八 佐賀県情報公開条例（昭和六十二年佐賀県条例第十七号）に基づく公文書の開示及び佐賀県個人情報保護条例（平成十三年佐賀県条例第三十七号）に基づく個人情報の開示の決定等に関すること。

九 その他軽易な事項に関すること。

2 副所長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。

3 所長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

（利用定員）

第六条 センターの利用定員は、二十人とする。

(利用承認)

第七条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス（以下「指定障害福祉サービス」という。）を受けるためセンターを利用しようとする者は、利用申込書（様式）に同法第二十二条第五項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証を添えて、これを所長に提出し、その承認を受けなければならない。

(特に要する費用)

第八条 条例第三条第二項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 指定障害福祉サービスを受けるためセンターを利用する者の送迎に要する燃料代
- 二 前号に定めるもののほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

(非常災害の場合の措置)

第九条 所長は、非常災害に際しては、直ちに臨機の処置を執るとともに、その状況を遅滞なく知事に報告しなければならない。

(補則)

第十条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

様式（第7条関係）

利 用 申 込 書

年 月 日

佐賀県立地域生活リハビリセンター所長 様

（申込者）
住 所
（電話番号
氏 名
利用者との続柄等

次のとおり指定障害福祉サービス（自立訓練（機能訓練））を受けたいので申し込みます。

障害福祉サービス受給者証番号					
利 用 希 望 者	住 所	（電話番号）			
	ふりがな 氏 名				
	生年月日 （年 齢）	年 月 日 （ 歳）	性 別	男 ・ 女	
利 用 希 望 日					
備 考					